九重町親子山村留学モデル事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、九重町内の小学校に転入学を希望する児童を受け入れ、豊かな自然体験等を通じて、未来へつなごう！豊かなこころと癒しの自然を合言葉に児童の「生きる力」を育むとともに、異なる価値観との出会いや多様性を大切にしながら教育活動の充実、地域の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）親子山村留学 九重町外に暮らす小学生及び保護者が九重町内に居住し、第４条
に定める学校に通学することをいう。

（２）留学生 留学が許可された児童をいう。

（３）保護者 留学生の扶養義務者又は同居の親族及び扶養義務者と同等の義務を負う
者をいう。

（４） 審査会　親子山村留学の適否を審議する組織をいう。

（５）地域　野矢校区活性協議会をいう。

（６）学校　第４条に定める小学校をいう。

(受入方式)

第３条　受入方式は、親子留学スタイルとする。

(受入校)

第４条　受入校は、次の学校とする。

① 九重町立野矢小学校

(対象者)

第５条　対象者は、留学時に小学校１年生から６年生までの児童とする。

２　前項の規定にかかわらず、九重町との間における雇用契約の有無にかかわらず、九重町から給与、報酬、謝礼等の支給を受ける者（これに類する者を含む。）が属する世帯は、対象者としない。ただし、各種委員会の委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和５３年九重町条例第５号）に規定する各種委員会の委員及び九重町消防条例（平成２６年九重町条例第４号）で規定する団員の属する世帯は、この限りでない。

３　第１項の規定にかかわらず、移住及び定住に関する補助（これに類する助成等交付金を含む。）の交付を受ける世帯に属する場合は、対象者としない。

（応募基準）

第６条　親子山村留学の応募基準は、次のとおりとする。

（１）地域の自然や環境を理解し、転入学を希望する親子
（２）豊かな体験と相互の交流を通じて、第２のふるさとを求める親子
（３）留学の期間中、九重町で生活する意思があり、かつ住民登録ができる親子

（留学期間）

第７条 留学生の受入れ期間は、小学校修了までとする。ただし、毎年度、更新の手続きを行わなければならない。

（申請）

第８条　保護者は、親子山村留学申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）を九重町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

（審査会）

第９条　審査会は、前条の申請書の内容を審査した上で親子山村留学の適否を教育委員会に具申するものとする。

（決定）

第１０条　教育委員会は、親子山村留学を適当と認めた場合は、親子山村留学受入許可書（様式第２号。以下「許可書」という。）により保護者に通知するものとする。

（契約）

第１１条　親子山村留学を円滑に実施するため、親子山村留学契約書（様式第３号）により、教育委員会と保護者との間で契約書を締結するものとする。

（経費負担及び支援金）

第１２条　学校教材費、給食費、学用品費など学校生活における留学生に係る経費及び家賃、光熱水費、通信運搬費など生活全般に必要となる経費は、保護者が負担する。

２　教育委員会は、留学生世帯に対して毎月、留学支援金３万円を給付することとする。

（地域との連携）

第１３条　第１条の目的を達成するために教育委員会、学校及び地域は互いに協力して留学生や保護者をバックアップすることとする。

（役割分担）

第１４条　教育委員会、学校及び地域は次のとおり役割を分担する。

（１）教育委員会は、親子山村留学の申請や決定に係る事務及び補助金に係る事務を担う。
（２）学校は、自然体験活動や地域文化等に触れる機会を教育課程に位置付け、特色ある教育活動の創出に努める。
（３）地域は、留学生やその保護者が地域の方々とより良いコミュニケーションを築くことができるように地域交流活動の拠点として体験活動、交流事業、伝統行事等の社会教育活動の充実を図ることとする。
（４）前２号に定める事項については、学校及び地域が連携して活動を展開することとする。

（契約の解約）

第１５条　教育委員会及び保護者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、親子山村留学の契約を解除することができる。

（１）児童の問題行動により、他の児童へ影響をあたえると判断されたとき。

（２）留学生自身が親子山村留学を希望しなくなったとき。

（３）九重町が規定する条例、規則等の定めに違反したとき。

（４）正当な理由がなく保護者が負担すべき費用を負担しないときまたは、教育委員会が支援金の支払いを行わないとき。

（５）申請書及び契約書等に虚偽があるとき。

（６）その他、教育委員会が留学不能と認めたとき。

２　教育委員会は、契約を解除したときは、親子山村留学解除通知書（様式第４号）により保護者に通知するものとする。

（その他）

第１６条　この要綱に定めるものの他、必要な事項は、保護者、学校、地域及び教育委員会が協議して定めるものとする。

附　則

この告示は、令和６年４月１日から施行する。

（施行期日）

１　この告示は、令和８年１０月１日から適用する。

（留学期間に関する経過措置等の特例）

２　この告示の施行の日から令和９年３月３１日までの間に第１０条の規定により受入決定を受けた留学生に係る受入れ期間は、第７条の規定にかかわらず、令和９年３月３１日間までとする。